

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に適用する休職の期間について、「任命権者が定める任期の範囲内」と定める。

2 施行期日

令和2年4月1日